

**②福島県における  
原子力災害からの復旧・復興  
(農業)**

# 原子力発電所事故による避難指示区域の見直しについて

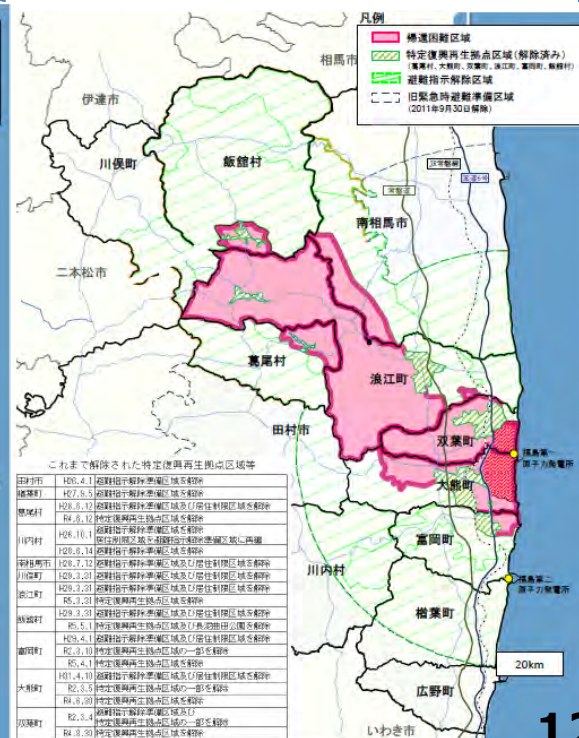
○ 平成23年12月以降、市町村ごとに順次「避難指示区域」の見直し等を実施。川俣町の区域見直し（平成25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて区域見直しが完了。これまでに以下の市町村で避難指示区域が解除。

- 平成26年4月1日：田村市（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成27年9月5日：楡葉町（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月12日：葛尾村（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月14日：川内村（避難指示解除準備区域を解除）  
（平成26年10月1日 一部地域で避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）
- 平成28年7月12日：南相馬市（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年3月31日：川俣町、飯館村、浪江町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年4月1日：富岡町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成31年4月10日：大熊町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）

- 令和 2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和 2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和 2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和 4年6月12日：葛尾村（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 4年6月30日：大熊町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 4年8月30日：双葉町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年3月31日：浪江町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年4月1日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年5月1日：飯館村（特定復興再生拠点区域及び特定復興再生拠点区域外を解除）

平成25年8月  
（区域見直しの完了時点）

令和5年5月  
（飯館村の特定復興再生拠点区域避難指示解除時点）



## 「避難指示区域」の概要

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

# 実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のお場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、表土の削り取り（未耕起圃場） ※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。	 反転耕（畑、水田、牧草地）	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り（畑、水田、牧草地）	 水による土壌攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

# 農地・森林を計画的に除染

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域\*<sup>1</sup>）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、平成30年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了。除去土壌等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施されており、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する方針。

## 福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）  
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）  
平成29年度末に完了

## 福島県における除去土壌等の処理（イメージ）

除染に伴う土壌・廃棄物の発生

現場保管・仮置場

焼却可能なものは焼却して減容化

中間貯蔵施設

再生利用・最終処分



- 中間貯蔵施設用地の取得状況（令和5年9月末時点）

全体面積	契約済面積	割合
約1,600ha	約1,287ha	約80%

- 中間貯蔵施設への搬入状況（令和5年9月末時点）

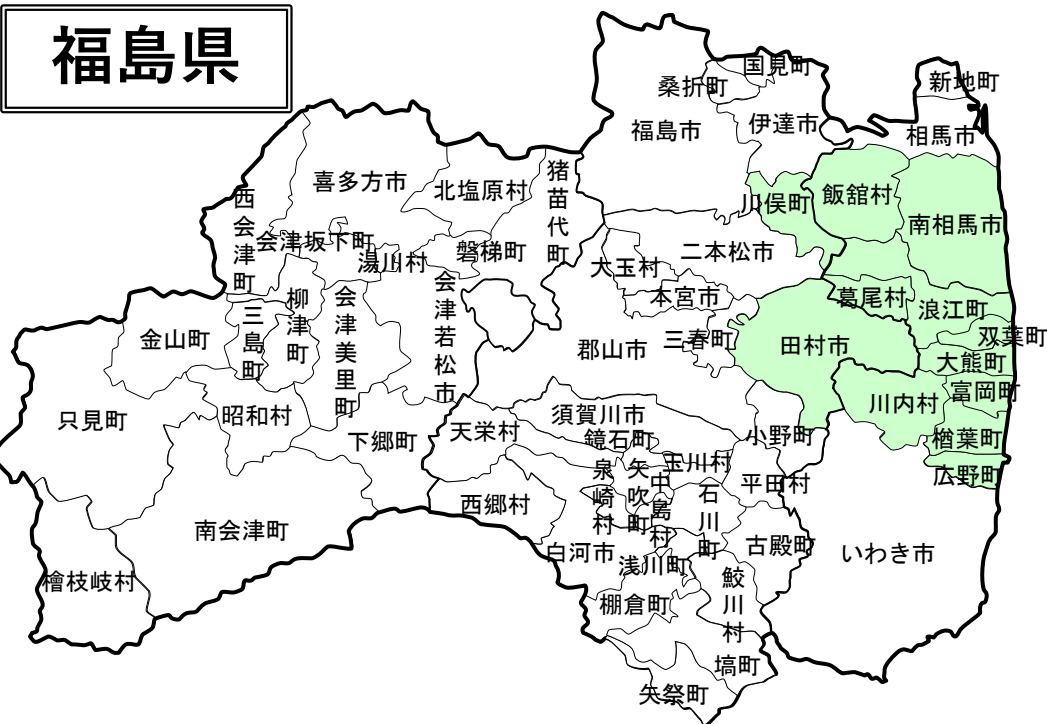
輸送対象物量	搬入量	割合
約1,400万m <sup>3</sup>	約1,362万m <sup>3</sup>	約97%

\*<sup>1</sup>田村市、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、南相馬市%

# 原子力被災12市町村の農業の状況

- 原子力被災12市町村の経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は、田村市、南相馬市、川俣町の一部面積を除いた17,298ha。
- 1経営体当たりの経営耕地面積は、平均1.8haであり、全国と比べても小規模。
- 農家数約1万1千のうち、農外所得を主とする農家（副業的農家、準主業農家）が約85%。

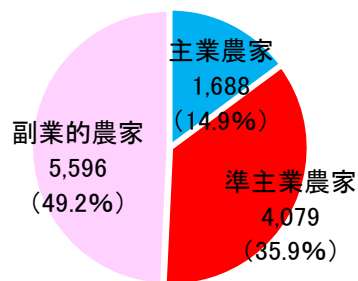
## 福島県



### ○ 経営耕地の状況

	経営耕地のある 経営体数	経営耕地 総面積 (ha)	1経営体当たり 経営耕地面積 (a)
広野町	230	269	117
田村市	3,326	3,824	115
川内村	349	605	173
楡葉町	442	584	132
葛尾村	239	397	166
南相馬市	3,052	7,486	245
川俣町	672	816	121
飯舘村	763	2,331	305
浪江町	1,030	2,035	198
富岡町	506	864	171
大熊町	480	936	195
双葉町	383	722	189
	(合計) 11,472	(合計) 20,869	(平均) 182

### ○ 原子力被災12市町村の主副業別農家数(出典:2010年農林業センサス)



〔主業農家〕  
農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

〔準主業農家〕  
農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

〔副業的農家〕  
1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家。

(出典:2010年農林業センサス)

# 原子力被災12市町村の営農再開の状況

避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、市町村の営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。

市町村名	避難指示解除時期	居住率(居住者数) (令和5年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和5年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち帰還困難区域内の面積(ha)
広野町	—	90% (4,209人)	269	229	85.1	0
田村市都路地区	H26.4.1	86% (199人)	893	534	59.7	0
川内村	H26.10.1	83% (1,965人)	605	357	59.0	0
檜葉町	H27.9.5	65% (4,296人)	585	414	70.8	0
葛尾村	H28.6.12	37% (487人)	398	117	29.3	23
南相馬市全域	—	94% (53,702人)	7,289	4,753	65.2	0
うち小高区	H28.7.12	61% (4,330人)	2,581	633	24.5	0
川俣町山木屋地区	H29.3.31	50% (330人)	375	237	63.2	0
飯舘村	H29.3.31	31% (1,503人)	2,330	738	31.7	99
浪江町	H29.3.31	13% (1,964人)	2,034	409	20.1	707
富岡町	H29.4.1	18% (2,087人)	861	205	23.8	122
大熊町	H31.4.10	5% (487人)	936	21	2.3	810
双葉町	R2.3.4	-% (23人)	723	1	0.1	611
合計			17,298	8,015	46.3	2,372

- ・居住率(居住者数)の対象区域は、田村市(都路地区一部)、川俣町(山木屋地区))、それ以外は全域。
- ・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。
- ・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・再開割合は営農再開面積(R5.3)／営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。

# 原子力被災12市町村の営農再開の状況

市町村	水稲	畑作物、野菜、工芸作物、果樹	花き、花木	畜産	飼料作物
広野町	・作付再開(26年度～) [186ha]	・出荷制限解除(野菜:23年11月) ・小麦:4.8ha、大豆:0.9ha、そば:3.3ha、たまねぎ:0.2ha、キャベツ等:2.4ha、パナナ:0.1ha、ブルーベリー:0.2ha等	・きくの販売(25年度～)、小ぎく等の実証栽培・販売(26年度～) ・トルコギキョウ等:0.4ha	・原乳の出荷制限解除(23年10月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、肉用牛肥育(1組織)	・飼料作物:4.2ha
田村市(都路町)	・作付再開(26年度～) [230ha]	・出荷制限解除(野菜:25年3月) ・赤そば:0.9ha、えごま:0.3ha、トマト:0.7ha、ピーマン:0.4ha、ギンナン:0.1ha等	・りんどうの実証栽培(27年度)、販売(28年度～) (※現在、栽培実績なし)	・水田放牧実証試験(29年:肉用牛) ・原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(32戸、2組織)、肉用牛肥育(1組織)、養豚(1組織)、養鶏(1組織)	・実証栽培(27年:牧草22a) ・飼料作物:21.8ha
川内村	・作付再開(26年度～) [212ha]	・出荷制限解除(野菜:27年2月) ・小麦:0.4ha、そば:49.8ha、加工用トマト:0.7ha、えごま:8.8ha、リフレタス:1ha、たらの芽:6.1ha、醸造用ぶどう:4ha、ハウスぶどう:0.9ha等	・トルコギキョウの実証栽培・販売(25年度～)、りんどうの実証栽培(26年度)・販売(27年度～) ・りんどう:0.3ha、トルコギキョウ:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(8戸)、酪農(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1戸)	・実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a) ・飼料作物:21.8ha
楡葉町	・作付再開(29年度～) [310ha]	・出荷制限解除(野菜:27年2月) ・かんしょ:4.7ha、たまねぎ:3.7ha、トマト:1ha、ゆず:0.7ha、たらの芽:0.2ha等	・トルコギキョウ等の実証栽培・販売(27年度～) ・トルコギキョウ・ストック:0.5ha、ユウカリ:1.8ha等	・肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、乳用牛の飼養実証(28年:1戸)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(3戸、1組織)、酪農(1組織)	・実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a) ・飼料作物:37.0ha
葛尾村	・作付再開(30年度～) [60ha] 特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～)	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:28年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除(野菜:R4年4月) ・小麦:0.1ha、大豆:2.6ha、そば:15.4ha、ピーマン:0.3ha、ハウスぶどう:0.1ha等	・トルコギキョウの実証栽培・販売(29年度～)、コチオウランの栽培・販売(30年度) ・小ぎく:0.4ha、コチオウラン:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、乳用牛の飼養実証(30年:1戸)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(14戸、2組織)、肉用牛肥育(2組織)、酪農(1組織)、養鶏(1戸、2組織)、めん羊(1戸、1組織)、山羊(1組織)	・実証栽培(26年:牧草8a、27年:牧草8a) ・飼料作物:20.3ha
南相馬市(小高区)	・作付再開(鹿島区、原町区:26年度～、小高区:27年度～) [329ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:28年3月、うめ:R2年2月、大豆:27年10月) ・小麦:2.4ha、大麦:2ha、大豆:108.5ha、なたね:15ha、たまねぎ:2.9ha、プロッコリー:52.3ha、醸造用ぶどう1ha、うめ:7ha等	・カスミソウの実証栽培・販売(小高区、28年度～)、小ぎくの販売(小高区、29年度～) ・小ぎく:0.4ha、トルコギキョウ:0.1ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1戸)、めん羊(1組織)	・実証栽培(26年:飼料作物10a、27年:飼料作物22a) ・飼料作物:90.7ha
川俣町(山木屋地区)	・作付再開(R1年度～) [71ha]	・出荷制限解除(野菜:28年3月) ・小麦・ライ麦:0.6ha、そば:10.2ha、こんにやくいも:0.3ha、ねぎ:0.8ha、ミニトマト:0.6ha、ブルーベリー:0.6ha、加工用ぶどう:0.9ha等	・トルコギキョウの実証栽培(25年度)・全農家で栽培再開(26年度～)、りんどうの実証栽培(26年度)・販売(27年度～)、アンズリウムの栽培(30年度) ・トルコギキョウ:1.9ha、アンズリウム:0.6ha等	・肉用牛の飼養実証(28年:2戸)、乳用牛の飼養実証(29年:1戸)、原乳の出荷制限解除(山木屋地区)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、乳用牛育成(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1組織)	・実証栽培(28年:飼料作物80a) ・飼料作物:150.6ha
飯館村	・作付再開(30年度～) [203ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・小麦:2.2ha、大麦:2.0ha、大豆:8.3ha、そば:91.4ha、なたね:13.8ha、えごま:2.4ha、種子用ばれいしよ:1.5ha、かぼちゃ:1.5ha、いちご:0.4ha、ブルーベリー・ナツハゼ:1.8ha、ギンナ:0.6ha等	・小ぎくの実証栽培・販売(29年度)、カスミソウ・トルコギキョウ等の販売(29年度～) ・きく(小ぎくを含む):1.0ha、トルコギキョウ:0.7ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(10戸、1組織)、乳用牛育成(1組織)、養豚(1組織)、養鶏(1戸、1組織)	・飼料作物:92.7ha
浪江町	・作付再開(R1年度～) [231ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) ・大豆:10.8ha、小豆:0.5ha、そば:37.2ha、なたね:17.2ha、えごま:8.7ha、たまねぎ:15.1ha、ねぎ:14.3ha、ぶどう:0.1ha等	・トルコギキョウの販売(26年度～)、ユウカリの販売(30年度)、カキツバタ・コウホネ・水仙の実証栽培(30年度) ・トルコギキョウ等:3.9ha、花木:2.9ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・養鶏(1戸)	・実証栽培(27年:飼料作物、牧草20a、28年:牧草30a)
富岡町	・作付再開(R1年度～) [86ha] ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R4年度～)	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) ・小麦:14ha、大豆:9ha、そば:20ha、なたね:25ha、たまねぎ:11ha、アスパラガス:0.1ha、パッションフルーツ:0.1ha、醸造用ぶどう:1.8ha等	・トルコギキョウ・ストック等:0.3ha、ユウカリ:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	・実証栽培(28年:飼料作物12a)
大熊町	・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R2年度～) ・旧居住区域:全量生産出荷管理(R4年度～) [11ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・大豆:6.5ha、かんしょ:0.3ha、えごま:0.2ha、いちご:2ha、しょうが:1ha等	-	・牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	-
双葉町	・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) R4年度は試験栽培中止	・特定復興再生拠点区域で出荷制限解除(野菜:R4年4月) ・プロッコリー:0.6ha	-	・牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	-

資料:米、野菜、果樹、畑作物、工芸作物、花き、花木、畜産及び飼料作物の作付面積(戸数)は、東北農政局震災復興室だよりを基に震災復興室作成  
注:作付面積、飼養戸数は、令和4年度(4年度)である。

# 原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

## これまでの主な取組

### 農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施し、8 機場全て完了。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」では大柿ダムの復旧を完了し、幹線用水路等について復旧工事を実施中。
- 農地海岸\*1については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



\*1農地海岸とは背後地の農地を保全するための海岸施設。

凡例

- 帰還困難区域
- ▲ 排水機場
- 農地海岸
- 大柿ダム



- 農地整備\*2については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約8割に着手、うち約5割で整備を完了する見込み。

#### 農地の整備状況

(農地整備対象面積は整備済と整備予定の合計で約4,460ha)

整備済	整備予定
2,120ha (48%)	2,340ha (52%)

(令和5年3月末時点)

#### ◇馬場西地区(南相馬市)◇



\*2農地整備の主な内容は大区画化等。

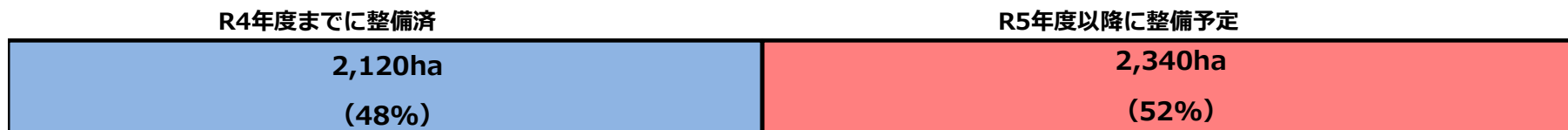


# 原子力被災12市町村の農地の整備状況

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、農地整備対象面積（整備済と整備予定の合計）は約4,460ha。令和4年度末までに2,120ha（48%）が整備済。
- 避難指示区域※<sup>1</sup>は避難指示区域以外の区域※<sup>2</sup>に比べて、令和4年度までに完了した面積の割合が小さい。

## 農地の整備状況

### 原子力被災12市町村全体（農地整備対象面積 約4,460ha）



### 原子力被災12市町村のうち、 避難指示区域※<sup>1</sup>（農地整備対象面積 約2,110ha）



### 避難指示区域以外の区域※<sup>2</sup>（農地整備対象面積約2,350ha）



※<sup>1</sup>：福島第一原子力発電所から半径20km圏内等の過去に避難指示が出された区域及び帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域  
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、川俣町の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、葛尾村、飯館村

※<sup>2</sup>：避難指示区域以外の、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備が常に必要とされた旧緊急時避難準備区域、その他の営農が休止された区域  
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、広野町

※ 農地整備の主な内容は大区画化等

※ 農地整備対象面積は福島県からの聞き取りによる

# ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。令和5年3月末時点で対策対象ため池993箇所のうち、851箇所において対策完了。

## 福島県のため池調査結果

### 水質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csともに1Bq/L

### 底質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

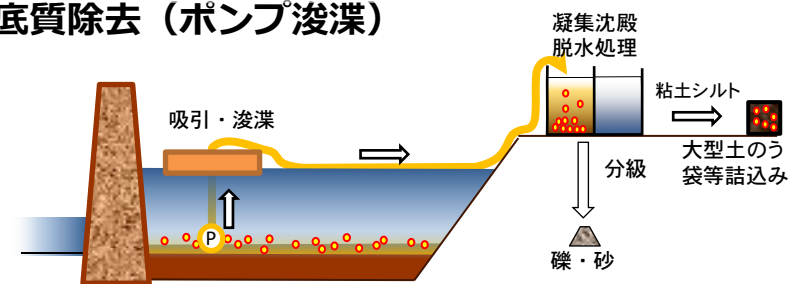
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

## ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

### ①底質除去 (ポンプ浚渫)



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

### ②底質除去 (バックホウ掘削)

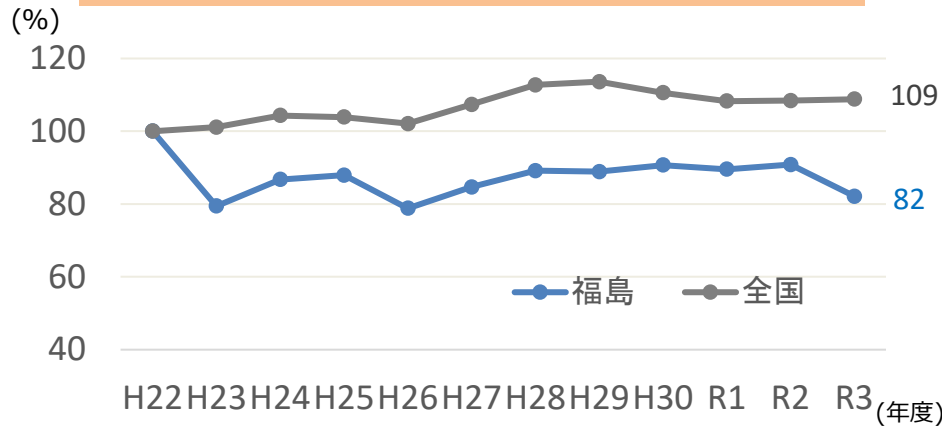


落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。

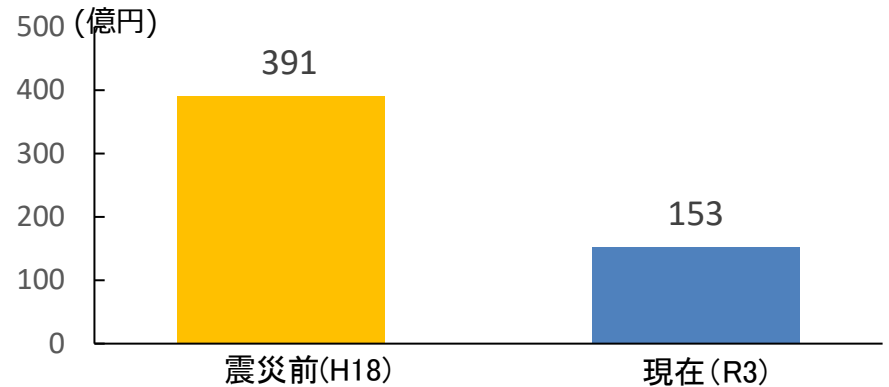
# 福島県の農業の現状

- ・ 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、12市町村では、震災前の約4割に留まっている。
- ・ 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は80%（令和4年度末時点）。
- ・ 福島県産農産物の輸出量の大半を占める米は、令和4年度は3年度に比べて減少しているが増加傾向。

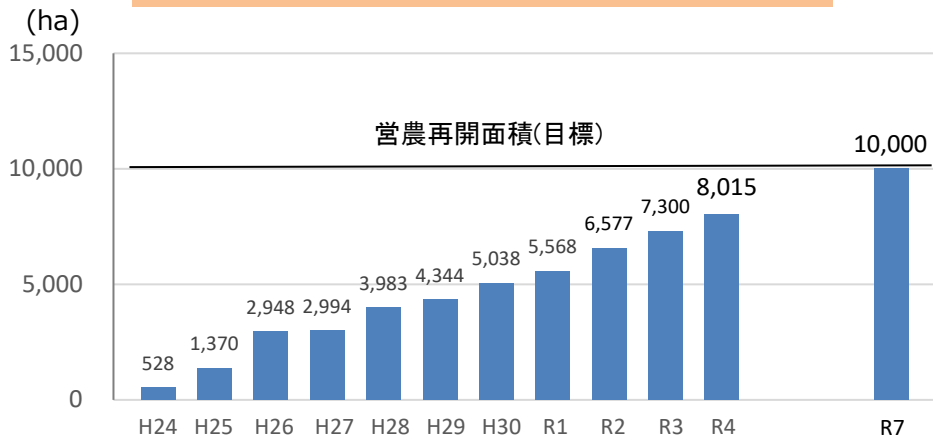
○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



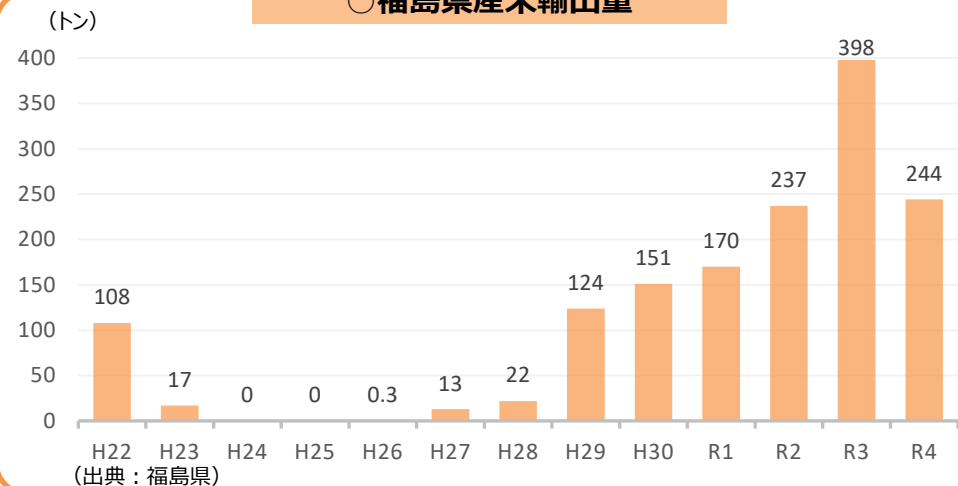
○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



○福島県産米輸出量



# 原子力被災12市町村の農業者訪問の取組

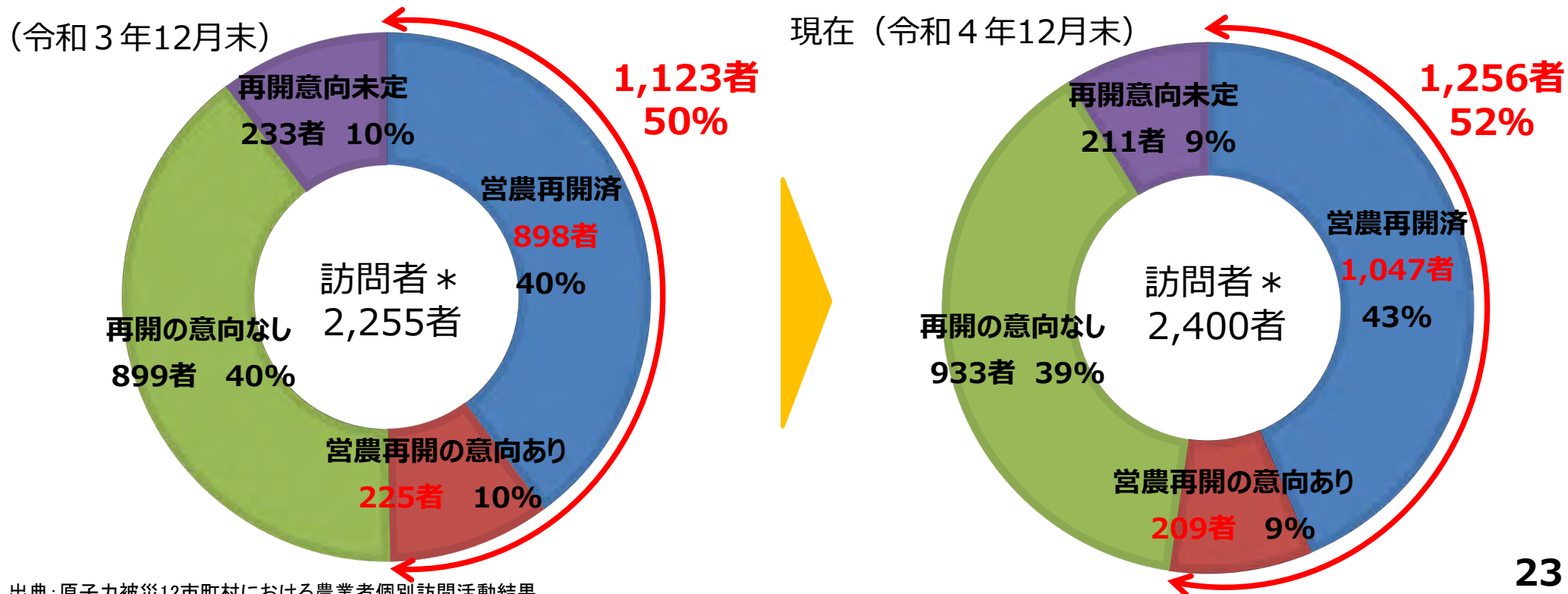
被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～令和4年12月）
対象	認定農業者522者	農業者2,400者（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444者（訪問した農業者全体の85%）</li><li>・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none"><li>①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設</li><li>②風評対策や販路の確保への支援</li><li>③担い手不足や雇用労働力の確保の支援</li><li>④集落営農への支援</li><li>⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援</li></ol></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、1,256者（訪問した農業者全体の52%）</li><li>・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、販路や販売単価の確保</li><li>・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧</li><li>・ 再開意向のない者のうち、今後出し手となる意向のある者は71%</li></ul>

# 原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ※は、被災された農業者への訪問活動と支援の取組を実施。 ※東北農政局、福島県及び公益社団法人福島相双復興推進機構で構成。
- 平成29年4月から令和4年12月にかけて訪問した農業者2,400者のうち、営農再開済み、または再開の意向のある方は、前年末より133者増加し、1,256者（訪問者2,400者の約5割）。  
官民あがて、地域・集落単位での営農再開や販路拡大の取組を強化したことが増加につながった。
- 再開意向のない農業者の多くは、農地の貸出等の意向はあることから、担い手に農地を引き継げるよう継続して支援が必要。新たな参入企業等の確保に向け参入可能な農地へのマッチング等を実施。

## 【営農再開意向】 \* 訪問した農業者のうち訪問結果の公表に同意いただいた方



- 福島県やJA福島中央会との意見交換を実施し、課題やニーズを把握。
- また、原子力被災12市町村を東北農政局が巡回し、各首長等と意見交換を実施し、地元の課題やニーズをきめ細やかに把握。

## 福島県及びJA福島中央会との意見交換

- 福島県及びJA福島中央会ともに、第一に地元の担い手の育成、次に外部（法人を含めて）の担い手の参入が必要との意見（現行の帰還事業の継続は必須）
- 市町村行政に農業の専門家が不足（サポート体制の構築が必須）。
- 農業者に対して、具体的なビジョンやモデルを示すことが必要。広域ビジョン作成等の横連携も必要。
- 双葉地区は特に、兼業農家等が多く、農地の集積や担い手の確保が重要。
- 農業労働力の確保が困難で住宅問題や賃金の補填の問題への対応が必要。
- 農林水産業の再開には、風評被害対策も重要。

## 原子力被災12市町村との意見交換

（直近では、令和5年7月・8月に巡回）

- 被災地向けの事業について、復興創生期間以降も継続して欲しい。
- 担い手、後継者の不足解消のため、外部からの参入を検討しているが、農地の確保に苦慮している。
- 米の生産だけでなく、高収益作物への転換・生産が課題となっている。
- 整備予定の農産物加工施設への農作物供給に向け、生産体制を確立していきたい。
- 農地集積について、現地コーディネーターの力を借り、農地中間管理事業を活用して進めていきたい。
- スマート農業などにより、若者が魅力を感じる効率的にかつ高品質な生産ができる農業を作ることが必要。
- 農地の整備やプランニング等の推進にあたり、人的支援を継続して欲しい。
- 移住定住の支援と併せた新規就農や農の雇用の場を増やし営農再開を拡大したい。
- 農業者の所得確保を目指し、付加価値を高める6次産業化を進めていきたい。

## 原子力被災12市町村を 取り巻く状況と課題

- 営農休止面積17,298haのうち、営農再開した面積は8,015ha（約5割）
- 被災12市町村の農業産出額は震災前の約4割
- 「営農再開の意向なし」と回答する方は約4割、「未定」を加えると約5割となっており、地域外も含めた担い手の確保が必要  
また、「意向なし」又は「未定」である農業者のうち、「農地の出し手となる意向あり」と回答した農業者は約7割であり、担い手とのマッチングが必要
- いくつかの市町村では、営農再開を支援する職員の不足。
- 加工用野菜の需要への対応など、消費者や実需者のニーズや販売先を見据えた生産体制の構築が必要

○ 農業者が安心して、速やかに営農を再開できるよう一連の支援を継続

除染後農地の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設の導入支援など、一連の支援をきめ細かく実施。



○ 大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

### 1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から常駐職員を被災12市町村へ派遣
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等が連携し、市町村の行う営農ビジョンの作成、地域計画等の土地利用調整等の取組推進

### 2. 農地の大区画化、利用集積の加速化

- **改正福島特措法（令和3年4月施行）**によって、下記制度を新設
  - ・ 市町村に代わって、**福島県が、農地集積の計画を作成・公告できる**
  - ・ 農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も含め、**担い手への権利設定等を行うことができる**
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、12市町村を対象に**農地バンクの現地コーディネーターを配置**

### 3. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し**農産物を供給する産地を、市町村を越えて広域的に創出**する際の施設整備等を支援

### 4. 先端技術の現場への実装に向けた研究開発・現地実証の推進

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、**ICT技術やロボット等**を活用した先端技術の開発
- 新たに現場で直面している課題の解消に資する**現地実証**等の取組を推進

# 原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援策

- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

## 農地除染

(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	檜葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## 営農再開に向けた 条件整備

## 営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
    - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
  - ◆ **除染後農地等の保安全管理 - ※**
    - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
  - ◆ **鳥獣被害防止対策 - ※**
    - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
  - ◆ **営農再開に向けた作付実証 - ※**
    - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
  - ◆ **管理耕作 - ※**
    - 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
  - ◆ **放射性物質の吸収抑制対策 - ※**
    - カリ質肥料の施用の実施を支援
  - ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
    - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
    - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換**
- 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

### 令和5年度予算額

- ・ 福島県営農再開支援事業 - ※  
    予算総額362億円（基金事業）
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業  
    予算総額602億円の内数
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業  
    予算総額87億円（基金事業）



平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組み中。

## 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

### ◆ 体制

- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、（公社）福島相双復興推進機構（営農再開担当）が一体的にグループを形成

### ◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援

